

その他の金属製品製造業におけるクレーンを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9～10	工場内でトラック（4t）の荷台に積んであった鉄骨材（約500kg）を荷卸しするのに、鉄骨材に玉掛けをして一度少し天井クレーンで吊り上げたが、荷のバランスが悪いため玉掛けをやり直そうとしたが、天井クレーン操作者と息が合わず、左手の小指の先を玉掛けワイヤーと鉄骨材の間に挟まれてケガをした。	40～29	10
1	13～14	鉄の部材にタップ加工をする際、クレーンで移動し台座から外してクレーンを上げたのだが、中央に寄っていたワイヤーが台座に引っ掛かるのを分からず、クレーンを上昇させてしまった為、その反動で鉄の部材が崩れてきて、左足に乗かって（落ちて）負傷した。	62～49	30
1	14～15	取引先の工場に荷物の引き取りに行った際、工場内からクレーンで荷物を外に移動中、荷物が荷くずれし現場近くにいたため避けたが、傾いたパレティーナの下に右足が残り、右足甲部を骨折した。	38	1～9
1	8～9	被災者は、生材置き場に、搬入された生材鋼板（2400×12.5m、t12、約2.8t）を、天井クレーンに吊ったリフティングマグネットを使用して、トレーラーから積み下ろす作業を行っていた。トレーラー荷台より鋼板を地切したのち、90度回転させて移動を試みたが、その際のリフト力が強すぎて必要以上回転しそうになったので、思わず左手で押さえようとした時、回転が停止せず、そのまま添えた手とともに鋼板がトレーラーのアオリに激突し、左手第3、4指を負傷した。	58	1～9
2	9～10	当社第一工場にて、倉庫柱（9,217mm×588mm、1,800kg）の端梁を溶接中に、別の柱を吊り上げている天井クレーン（A）に、隣の天井クレーン（B）が移動してきた後に当該天井クレーン（A）に接触したため、つり下げられた柱が反動で揺れ、	28～49	30

		溶接中の倉庫柱と反動で揺れた柱に左手を挟まれ受傷した。		
2	10~11	当社敷地内、屋外製品ヤードにて、材料の荷降ろし中、台木が足りなかった為、底板がたわみ、吊金具のチェーンが地面と材料の間に挟まった。それをクレーンで上げ引き出そうとして、チェーン吊り元側でクレーンを操作し、チェーンを引いたが、チェーンが外れた反動で自分にチェーンが直撃した。	57	10 ~ 29
2	8~9	始業後加工予定の母材内径に貼ってある母材カードを剥がす為に当該被災者が内径に手を入れている際に、同時にクレーンマンが当該コイルをラインに供給する為にリフターを降下させた。被災者はクレーンの死角で作業（身を屈めた状態）をしていた為、降下してきたリフターに頭から押しつぶされた形になり、無意識に横に逃げたが、背中を圧迫された。	34	50 ~ 99
2	9~10	取引先の工場内にて溶接作業中、従業員がH鋼を下ろしたところ、クレーンで吊り上げてしまいH鋼が倒れて転がり落ちて、作業中の本人に当たって負傷した。	41	1~ 9
2	9~10	荷降し場でトラックから2tの柱を降ろす時、周りの確認のための補助として入っていたが柱の枝が十字でその1本が地面についた時、バランスを崩して、倒れてきた。手を出さない様（倒れてきても）指示は出していたが思わず支えようと手を出してしまい、倒れてきた側から支えに行こうとして、枝に足をはじかれ骨折した。荷物の柱は、バランスを崩したとは言え、チェーンワイヤーで吊しているため地面に全てが降りきるわけではなかったため、労働者本人の上に落ちたりはしていないし、乗っていない。	41	1~ 9
2	0~1	金型交換業務にて、金型を天井クレーンで吊り、設備上でクレーンを停止させ、設置場所の微調整をクレーンで行った際に、金型に添えていた右手小指を金型と設備の間に挟んでしまった。	43	50 ~ 99
3	11~12	当社加工場内で加工材料を移動中、吊り上げた材料が振られ足にあたり、その反動でふらつき後ろにあった機械に足をぶつけた。	50	1~ 9
3	9~10	ダクトの製作作業を行っていたとき、後ろから直径214cm・幅75cm・重さ約1tの摺動管が転倒し飛ばされ左足をダクトに挟まれて負傷した。摺動管を他の従業員がチェーンで上から吊して移動させる操作をしていた際に、チェーンが絡まってバランスが崩れ、摺動管が倒れた。なお、安全靴とヘルメットは着用しており、玉	63	10 ~ 29

		掛け・クレーン操作は有資格者が行っていた。		
3	9~10	ダクトの製作作業を行っていたとき、後ろから直径214cm・幅75cm・重さ約1tの摺動管が転倒し飛ばされ左足をダクトに挟まれて負傷した。摺動管を他の従業員がチェーンで上から吊して移動させる操作をしていた際に、チェーンが絡まってバランスが崩れ、摺動管が倒れた。なお、安全靴とヘルメットは着用しており、玉掛け・クレーン操作は有資格者が行っていた。	29	10 ~ 29
3	14~15	工場内において、クレーン作業をしている時、ワイヤーを右手で支えながら巻き上げていたところ、捻じれたワイヤーに安全手袋が絡まってしまい、ワイヤーが勢い良く戻ったため、腕も一緒に腕も一緒に捻じれてしまった。	64	1~ 9
4	13~14	工場にて天井クレーン配線および試運転中、クレーンガーターが転倒し、アングルの下敷きになった。	57	1~ 9
4	17~18	工場内においてクレーン作業で品物を回転させようとした時に、クレーンの位置の確認不足により、品物が地面を離れた瞬間に手を添えた際、品物と治具の間に左手が挟まった。	43	1~ 9
4	15~16	工場内の加工場で鉄骨製のラックを作製中、天井クレーンで吊られたラックを右に回転させたところ、勢いあまったラックで左肘を強打し、その衝撃で左肩も痛めた。	38	1~ 9
4	8~9	当社工場内にて3型の鋼矢板（7.0m4枚6.5m1枚）を水洗後の仮置き場から完成品に移動し、位置決めをして降す際に吊り荷がゆっくり作業の方へ寄り、隣の山と吊り荷で左足大腿部を挟み被災した。	74	10 ~ 29
4	15~16	ダイカスト第1工場のダイカストマシン2号機にて金型を取りはずし作業をしている時、金型が揺れないよう左手で金型を持ちながら右手でクレーンの上昇操作中、ボタン操作を誤り、クレーンが高速回転で巻き上がってしまい、金型とダイカストマシンとの間に指を挟まれて左手親指を負傷した。	23	100 ~ 299
4	9~10	自社工場内にて、天井クレーンによりH形鋼（600×200×11×17）をクランプで吊って横に倒そうとしていたところ、クランプの挟み方が逆だったため引っ張りすぎた状態になり、台からH形鋼が滑り、左足の上に落ちてきた。	67	1~ 9

4	11～ 12	自社敷地内でトラックに鋼材を積み込み作業中に、荷台からバランスを崩し転落し、トラックわきに転がっていた鋼材の角を踏みつけ右足首を骨折した。	36	1～ 9
4	8～9	工場内での鉄骨の荷降ろし作業に於いて、トラックの荷台から床上操作式クレーンで鉄骨を吊り上げる際、被災者（玉掛け技能資格者）がチェーンを用いて4本の鉄骨を束ねる玉掛け作業を行っていたところ、クレーンオペレーター（床上操作式クレーン資格者）が、被災者が作業を完了して退避したと認識して巻き上げ操作を行ったが、被災者が右手を鉄骨の上に載せていた状態で完全に退避しておらず、巻き上げによる反動で重なった鉄骨の間に右手指を挟まれた。	68	30 ～ 49
5	19～ 20	機械工場内で、梱包作業をしている時に急いでいたため狭い所での作業となり、吊り下げクレーンが動いてしまい、クレーンに付いているマグネットに頭を打ち、創傷した。	49	10 ～ 29
5	15～ 16	鉄骨製造工場屋外から屋内への梁の移動作業中、被災者が梁を移動用台車の上に橋形クレーンで置いた。その後、被災者は梁から吊り具のクランプを外し、別のクレーン作業で使う作業員Aに操作リモコンを渡した。Aはクレーンを移動するためクレーンを巻き上げたが、クランプが梁に引っ掛かり、梁が側にいた被災者を巻き込み転倒、落下した。その際、梁が被災者の胸部に落下した。	43	10 ～ 29
5	15～ 16	被災者が工場内で、トラックの荷台にコラム柱（200×200：長さ約5370mm）の荷積作業中、既に2段積載済みの状態である四方にブラケット（でっぱりがある形態部分）がある柱をその上に積もうとしたが上手く置けず、荷台の上で柱を本人がクレーンで回転させ置き直そうと柱を吊り上げたところ、クレーンの位置がずれ吊り上げた柱が自分の方向に向かって来て、置いてあった柱と吊り上げた柱に右足を挟まれた。	30	10 ～ 29
5	14～ 15	厚さ16mm、長さ3043mm、幅1412mmの鉄板をプレス機を使って曲げる作業をしている時に、鉄板を追上げていたクレーンの操作が不安定になり、鉄板を支えていた台座近くで、次の作業のために置いてあったクッション材（鉄塊）を取ろうとしていた被災者の右手に台座からずれ落ちた鉄板が落ちて、手を挟んだ。	62	1～ 9
5	10～	ホイスト（屋内クレーン）で鉄板（2m44cm×1m22cm）を吊り上げた時、当鉄板	53	10 ～

	11	と元々地面に積んであった鉄板に左足を挟んだ。		29
6	8~9	工場内で切断作業の為、φ50×6mの丸鋼材を腰の高さ程の作業台にクレーンで載せた。既に載っている満形鋼を下ろしてからやればよかったが、手間をおしめ作業台に満形鋼が載った状態で丸鋼材を載せた。その後、満形鋼をクレーンで吊り上げると同時に丸鋼材が転がり、左足の安全靴の上に落下し、負傷した。	24	10 ~ 29
6	11~12	工場内の在庫保管棚上段で（地上から約2m）、在庫の整理・片付けをクレーンを使用して行っていた。クレーンはレール等もある為、壁際に設置している棚の真上まで角パイプを移動させることは出来ない為、チェンブロックを使い、角パイプを棚まで引き込むよう移動させようとした際、角パイプの両端にセットしたチェンブロックの片体が外れ、振り子のように棚の上段にいた被災者に直撃し、工場内の柱と角パイプに背中と胸部を挟むように圧迫された。	47	10 ~ 29
6	11~12	当社塗装工場にて、鉄板（70kg）を塗装の前処理作業のため、天井クレーンで吊り上げていたところ、吊り金具がきれいに入っていなかったため外れ、右手人差し指が鉄板とパレットの間に挟まれて被災した。	50	1~ 9
6	16~17	工場内1Fにてクレーン作業中、原板（長さ2,500×巾300×厚80、600kg）をばん木の上に下そうとした時に、原板が傾いて膝の上部を打撲した。スリングで吊っていても据付け時には吊荷が傾くことがあると、充分確認した上で作業を行わなかったために起こった事故である。	32	1~ 9
7	11~12	工場内ヤードで、橋梁の横桁のたたみ作業及びふだ付作業をしている時隣で、横桁の漆接板をクレーンでばらしていた。クレーンオペレーターが玉掛合図者の巻き上げストップの合図がわからなかったため、H桁に並べてあった横桁が崩れ下敷きになり足を負傷した。	32	1~ 9
7	11~12	工場内ヤードで、橋梁の横桁のたたみ作業及びふだ付作業をしている時隣で、横桁の漆接板をクレーンでばらしていた。クレーンオペレーターが玉掛合図者の巻き上げストップの合図がわからなかったため、H桁に並べてあった横桁が崩れ下敷きになり足を負傷した。	41	1~ 9
		仕事の段取り作業中、厚板母材を天井クレーンからのフックに掛けられるよう、母		50

7	14~15	材を割る際に、フックが外れ、右肩鎖骨部に外れたフックが当たり打撲した。	35	~ 99
7	16~17	請負現場において、クレーンでの運船作業中クレーンの動きを確認するため、積み上げられた、鉄パイプの上に登ったところ、バランスを崩し落下し、負傷した。	45	10 ~ 29
7	12~13	工場内作で、天井クレーン操作で右手親指を頻繁に使用。徐々に痛みが増し、日常生活にも支障が出始める。仕事に、ゲージが持てなくなり休業する。拇指CM関節症と診断される。	55	1~ 9
7	13~14	工場内で鉄骨の片付け作業中、門型クレーンで鉄骨(300mm×150mm×10m、500kg)を吊り上げて動かしたが、鉄骨の端がガーターに引っかかり、安定を失って手前にずれ落ちてきたため、鉄骨のフランジが、後向きになった本人の両足下腿部に当たり、負傷した。	41	1~ 9
7	8~9	当社第2工場ではクレーンにてH形鋼の移動中、移動の補助をしていたところ、地面においていたH形鋼と置こうとしていたH形鋼との間に誤って右手親指を挟んでしまい負傷した。	48	10 ~ 29
7	10~ 11	工場?棟の仮付場所で一次加工品を仮付台に乗せるときに、自分でクレーン作業をして梁製品を降ろした際に、左足に梁製品を乗せてしまい骨折をした。	22	30 ~ 49
7	10~ 11	社内開先機にて厚さ1.6cm幅45cm長さ4.4m鋼材をクレーンとマグネットを使用して移動させながら作業をしていた。マグネットの位置をかえようとした時、スイッチを切ったと思いきみクレーンを上げてしまい、鋼材を左足に落下させてしまった。	53	10 ~ 29
7	11~ 12	工場内でスケーラー作業中、H鋼製品を移動していたところ、製品を積み重ねていたときに吊り上げていた製品が振れ、近くのH鋼製品との隙間に左小指を挟み負傷した。	18	50 ~ 99
7	11~ 12	2.8t天井クレーンで鋼材を置く際に、隣に置いてあった鋼材の台木にぶつけ、その鋼材が落下した。その落下した鋼材の長さが通常(4000mm)よりも長く4700mmで	56	50 ~

		あったため、足に近く、落下と同時に避けたが、左足に鋼材が衝突した。		99
7	16～ 17	当事業場内において、H鋼材（約1t）の塗装作業を行っていた。その材料の裏側に塗装するため、H鋼材の向きを変えようとクランプに挟んで吊り上げたとき、クランプが外れ、自分の方へ倒れてきた。自分の後部にも鋼材が置いてあり、左胸と肩、腹の間が鋼材間に挟まれた。	30	10 ～ 29
7	10～ 11	工場内で、ホイストにより機械のカバー（1500×800、200kg）を吊り上げたとき、カバーの一部が機械の本体に引っ掛かったため、手で外したところ跳ね上がり、機械とカバーの間に右示指を挟み切断した。	60	1～ 9
7	10～ 11	工場にて、鋼材を荷台に上げるため荷台に上り、クレーンを使用して鋼材を置く作業をしている最中、鋼材が振り子のように少し揺れ、その際に鋼材の頭が左足に当たり骨折した。	68	1～ 9
7	15～ 16	縦桁（長さ約9m、重量約850kg）の糸面取作業の際、壁クレーン（2.8t）で縦桁を東向きに倒す途中、壁クレーンの操作を誤り（西へ戻すところ東へ）、倒そうとしていた縦桁が約1m横滑りし、そのウェブと横に倒していた縦桁のフランジの間に足が挟まり負傷した。	67	1～ 9
9	9～ 10	一人で本社工場において、鋼製煙突の仮組作業をしていた。作業中電話があったので作業を一時中断し対応した。そうこうしているうちに、うっかりして倒れどめをするのを忘れたまま、鉄板を吊っていた天井クレーンのクランプを外した。そのため、鉄板がそばにいた本人に倒れかかり転倒し、床にあった鋼材に前頭部を打って負傷した。	37	10 ～ 29
9	11～ 12	工場足場板（原板）を切断台にセットするために、床上操作式クレーンで移動中に、ハッカー（吊りフック）の不安定なかかり具合により、原板が不安定になり右足にぶつかった。吊り上げ時のフックのかかり具合の確認ミスによる事故である。	53	10 ～ 29
9	21～ 22	工場内においてクレーン操作による鋼材の乗った台車の移動作業中、クレーンの操作を誤り、吊荷が機械に衝突しそうになったため、衝突を阻止しようと咄嗟に吊荷に手を掛けてしまい、吊荷と機械に指を挟まれ負傷した。	46	50 ～ 99

9	13～ 14	製作所バルク事業部において、バルク貯槽の積み込み作業中にクレーン操作を誤り、自分のいる方向へ移動させてしまった。その際によそ見をしていた為、誤操作に気づかず、置いてあった別のバルク貯槽との間に挟まれ負傷した。	52	100 ～ 299
9	15～ 16	工場内で定盤（6m×25m）を吊り上げる作業をしている時に、1点吊をしてクランプが定盤に引っかかっている事に気づかずにクレーン（2.8トン）を上げてしまったため、引っかかっていたクランプが外れてクランプが顎に当たってしまった。	41	10 ～ 29
9	9～ 10	工場内に於いて、柱を反転機に乗せる作業中、台上のゴムマットのずれを直そうと指を入れた所、クレーン操作者との合図が合わず、操作者が柱を下げた為、左手人差し指を挟み受傷した。	42	30 ～ 49
10	2～3	工場内で切断した鋼材製品を門型クレーン（マグネット付）を使用して片づけ作業をしていた際、吸着させた製品の下にスクラップが付着していた為、そのスクラップを取り除こうと製品の下に右腕を入れた時に製品が落下し被災した。	49	100 ～ 299
10	15～ 16	工場内にて、鋼材をグレーンにて移動し、台車の上に載せる際、鋼材と台車の間に指を挟まれてしまい、左手小指を負傷した。	51	10 ～ 29
10	15～ 16	防護木の内型を定盤の上で反転しようとしたところ定盤から滑り落ちた。右足の内側土踏まず付近骨折3ヶ所2週間後にキブスを外す。	54	100 ～ 299
10	17～ 18	本社工場内の溶接現場において、クレーンで鉄骨材料を移動作業中に誤って隣のクレーンに接触した。吊り荷（仕口）のバランスが崩れて自身の足許に落下し、右足甲部を打撲した。	40	10 ～ 29
10	10～ 11	第1工場A棟において、ビルトエイチ部材（以下BH）を溶接形鋼組立装置（以下組立機）にて組立作業中、BH用フランジ材（平板W350×t18×L9000）をローラーコンベア上に送材し、ストッパー治具（以下治具）を左手で支えフランジ端部を治具に合わせようとした時、クレーンにて組立機に送材してきたBTがフランジに接触。その弾みでフランジ材が手前に動き、治具を支えていた左手第三指が治具とフランジ材に挟まれ被災した。	23	50 ～ 99

10	15～ 16	当社工場において、被災者と当社社員の2名で約300kgの板を他の場所から事故現場へ当社社員のクレーン操作で移動させる作業を行っていた。正規の置き場所ではなく、又、他の型の違う製品の上へ板8枚を積み上げている作業中に荷崩れを起こし、一緒に作業していた被災者の右足の上へ乗り、右足を負傷した。	18	30 ～ 49
11	9～ 10	工場において台車から製品荷降ろし作業中、台車上の左右に1つずつ置かれた梱包製品の向かって右側の製品を置場（平場）に降ろそうとワイヤーを掛け地切り（吊荷を地面から離すこと）をしたところ、吊った製品が揺れたので左手で支え揺れを収め地切りをやり直した際、わずかな捻りが加わっており、製品が手前に回る様な動き（時計回り）をして、向かって左側の製品との間に左手が挟まれそうになったので、咄嗟に左手を引いたが間に合わず小指先端部を欠損してしまった。	49	10 ～ 29
11	13～ 14	当社加工場内で鉄筋（約500kg、約100本）を門型クレーンにてトラックに積み込む作業中、荷台の上でクレーン操作をしたまま、別の搬入車両に気をとられ、目を離れた際に、吊荷の鉄筋が体にぶつかり、トラックの荷台から落下した。その際、接地した左膝と両手に怪我を負った。	54	1～ 9
11	14～ 15	工場内において高所作業車にて品物を回転させる作業の補助中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つのシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒されて負傷した。	45	1～ 9
11	14～ 15	工場内において高所作業車にて品物を回転させる作業の補助中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つのシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒されて負傷した。	35	1～ 9
11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	38	30 ～ 49
11	14～ 15	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックルを掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。	45	30 ～ 49
11	14～	本社工場内において高所作業車（高さ3m）にて品物（重さ45t）を回転させる作業の補助作業中、品物にシャックルを掛ける作業をしていた際、2つ目のシャックル	28	30 ～

	15	を掛けようとしたところ、品物が動き高所作業車に当たり倒れて受傷した。		49
11	9~ 10	お客様がトラックで運び込んだくず鉄の荷降ろしを手伝うためトラック後方より荷降ろし場所へのバック誘導をしていたところ、右側面の鉄板壁と天井より吊り下げられた円型マグネット（直径1.5m厚さ20cm位）に右足先を挟まれ負傷した。	49	1~ 9
11	9~ 10	事業場工場建屋内においてホイストクレーンで鉄製金網（重量約700kg）を移動中、先に移動した金網と向きを揃える為に金網の先端部を手で持っていた際、クレーンフックに掛けていた玉掛用ワイヤーの片方が外れ、金網が被災者の下肢部に落下した。尚、そのまま後方に倒れた勢いでヘルメットが飛び、後頭部を地面に打ちつけた。	42	30 ~ 49
11	11~ 12	鋼材加工研磨工場で、鋼材研磨機からH形鋼材（446×199×8×12、長さ74cm、重さ48kg）を搬出し、天井クレーンを用いて、吊り具（クランプ）を使い、H形鋼材を高さ80cmの台から吊り上げる際に吊り具の取り付けが不十分だった為、被災者の方向に倒れ左足に落下した。	30	10 ~ 29
11	13~ 14	歪取りの作業中、T字型に組んだ鋼材3.3m（約90kg）をクレーンにて、バタ角の上に置こうとしたところ、固定がしっかりしていなかった為、バタ角がずれてしまい、床に直接落下し、その間に右手中指、薬指の先端を挟んでしまった。	59	10 ~ 29
12	17~18	工場内において、束にしてある鋼材（H200×100、12m、5束、約1.2t）をワイヤーでくくり、天上クレーンで吊り上げて移動させようとしたところ、ワイヤーと共に天上クレーンのフックに掛けてあったクランプがワイヤーで吊り上げた鋼材に引っ掛かり、鋼材が当事者に向かってずり落ち、両足脛を裂傷した。	69	10 ~ 29
12	13~14	自社工場内で、天井クレーンを使用して鉄骨を積み上げているとき、体のバランスを崩してしまったため操作を誤り、鉄骨が荷崩を起こしてしまった。その際、崩れ落ちてきた鋼材で足を負傷した。	45	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html